

# 研究所ニュース

# ね ざ す

第91号 2022年3月発行

発行：一般財団法人 神奈川県高等学校教育会館 教育研究所

〒220-8566 横浜市西区藤棚町2-197 電話：045(231)2546 F A X：045(241)2700 e-mail：GAE02106@nifty.ne.jp

## 子どもの貧困・生活保護の生徒のへの支援

かみ お てつ や  
神尾 哲也

横浜市磯子区福祉保健センター生活支援課 生活支援係長

### はじめに

2013年に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて、2014年に「子供の貧困対策に関する大綱」が作られました。

貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することが掲げられ、もうじき十年となります。

そのような流れの中で、生活保護の現場でも変化が見られてきました。

私が勤務する横浜市では、ケースワーカー（以下、CW）の活動をサポートする立場として2012年教育支援専門員が配置されました。教育支援専門員はCWと連携しながら、被保護世帯への支援を専門的に行うことで、希望する高校に進学し卒業できるよう支援することに取り組んできました。子どもを抱える被保護世帯へのきめ細やかな支援を継続的に行っていくことで、将来に備え十分な知識や技術を身につけ、被保護世帯が社会的にも経済的にも自立できるようになることを目的として取組み、事業としても定着してきています。

あわせて、2015年2月に横浜市全区で寄り添い型学習支援事業が開始されました。本事業は被保護世帯などで困難を抱える小中学生に対し学習支援を行うことで進学や自立を助けます。NPO

法人等が運営主体となり週に数回、教室を開き、ボランティアの大学生らが中学生等に勉強を教えています。学びの場を得ることで子どもたちは、将来への視野や意欲を大きく広げ、進学率アップに寄与するなど一定の成果を上げています。

子どもの貧困対策のさまざまな事業が立ち上がり定着しつつありますが、基本的な生活保護制度の理解が、まだまだ行き届いていないと感ずることがあります。

今回はこの場をお借りして、高校の教育現場に携わる方々へ、高校生にかかわる生活保護制度について基本的なことをお伝えさせていただければと思います。

### 2. 生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入について

『健康で文化的な最低限度の生活』。この言葉、皆さん一度は聞いたことがありませんか。日本国憲法25条で謳われている生存権の一節です。生活保護法はこの生存権を具現化するために制定された法律です。

この生存権の一節である『健康で文化的な最低限度の生活』と言うタイトルの漫画があるのは、皆さま、ご存じですか。2014年から小学館『ビッグコミックスピリッツ』で連載が開始され、現在も連載中です。主人公の義経えみる、新卒で区

役所に就職しますが、配属されたのは福祉事務所で生活保護に携わるCWの仕事。さまざまな悩みを抱える人々を担当する中で、壁にぶつかりながらも、CWという仕事の本質に気付いていく成長物語です。テレビドラマ化もしており、聞き覚えがあるという方もいらっしゃるかもしれません。

内容もしっかりと取材された中身となっており、CWの抱える葛藤が丁寧かつリアルに描かれています。

その『健康で文化的な最低限度の生活』第二巻に高校生のアルバイト収入、いわゆる不正受給についての取り扱いに焦点をあてた話があります。

中学時代に問題を抱えながらも高校に入学した少年が、母に内緒でアルバイトをしようのですが、毎年、福祉事務所で実施する課税調査で収入の未申告が発覚し、約半年の間に稼いだ約30万円の返還を主人公が求めるシーンがあります。それに対し、少年は「自分で稼いだお金を、自分のために使って何が悪いのか」と反論をします。

CWとしては、事前に申告がないものに対しては、必要経費(税金、交通費等)を差し引いた全額を返してもらおうと説明せざるを得ない状況です。

行政として不正受給に対し、厳正に対処しなければならないことは理解してはいるものの、年端のいかない高校生を目の前にして稼いだお金の全



額返還を求めるのは、CWにとっても非常にセンシティブな悩ましい仕事の一つです。

CWとしては「きちんと申告してもらえれば、手元に残るお金が相当額あったのに……」との思いに駆られます。

このようなことが生じぬように、被保護世帯のお子さんが高校に入学する際(可能な範囲で入学する前)に、わかりやすい資料を用いて「高校生等の就労収入について」の説明を行うよう努めています。

生活保護制度では、国が定めた生活費と家族全員の収入の合計を比べて足りない分を生活保護費として支給します。そのため高校生がアルバイトをして受け取った給与等も申告する義務があることを、丁寧に説明するように心がけております。

今回は横浜市で高校生向けに使用している資料をもとに以下、説明します。

例えば、高校生が1か月の給与60,000円を稼いだ場合、家族のために使うお金と手元に残るお金は下記図1のようになります。

下記のように、生活保護では働いて得た収入をすべて収入として認定するわけではありません。きちんと正しく申告をしていただければ手元にお金が残る仕組みとなっています。高校生であれば、基礎控除と未成年者控除の合計額である31,200円(令和3年度の例)までの収入の全額を控除することが可能です。

さらに、生活保護費で対応していない費用や対応しているけれども不足している費用(修学旅行

図1

|                                |                           |                             |
|--------------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| <b>お給料 60,000円</b>             |                           |                             |
| <b>家族の生活費に使うお金<br/>28,800円</b> | <b>基礎控除※1<br/>19,600円</b> | <b>未成年者控除※2<br/>11,600円</b> |
| <b>←手元に残るお金 31,200円→</b>       |                           |                             |

※1 基礎控除：仕事をする際に諸経費などがかかるため、お給料に対してのみ認められている控除です。家族の中で働いている人数によって金額は変わります。また、お給料の額が多いほど、基礎控除の額も多くなります。例は働いている人数が一人の場合です。

※2 未成年者控除：20歳未満の方が対象です。お給料の額が変わっても同額です。上記以外にも、交通費や税金、雇用保険料等も必要経費として控除の対象です。

費、クラブ活動費、塾の費用、私立高校の授業料等)にアルバイトの給与を使う場合にも控除することが可能です。

### 3. 大学等進学のための「世帯分離」と進学費用の控除

生活保護には「世帯単位の原則」があります。生活保護では一つ屋根の下に住む者は、全員が生活保護の対象となります。ただし、大学等に進学する場合は、大学等を卒業するまでの間は、大学生等は保護を受けずに世帯内に残り、家族と継続して暮らすことができます。

これを生活保護では「世帯分離」と呼んでいます。「世帯分離」とは生活保護を受けている親や兄弟と同じ家に住みながら「生活保護の対象から外れる」ということです。進学した大学生等には生活保護費は支給されませんが、それ以外の家族は生活保護の対象として国が定めた生活保護費は継続して支給されます。つまり「世帯分離」され大学等に進学した世帯員は大学に在籍している間は、アルバイトや奨学金などにより自分自身で生活費を賄うこととなります。さらには健康保険にも加入し、医療費も自身で支払うこととなります。「世帯分離」することで、大学進学者等が稼いだ収入を収入認定されずに、自身の大学の費用に充てることができます。

しかし、大学等の入学時は高額の入学金などが必要となります。

この点にはどのように対応して行けばよいのでしょうか。

図2をご覧ください。基礎控除19,600円＋未成

年者控除11,600円＝31,200円が手元に残るお金となりますが、「家族の生活費に使う部分」を手続きを踏むことで「将来のためのお金」に充てることが可能なのです。

「将来のためのお金」とは高校卒業後に大学や専修学校などに進学するための費用や国や自治体から借りたお金を返すための費用などです。

ただし「将来のためのお金」の控除を希望する場合には、担当CWへ事前に相談することが必要です。その際、高校生自身に「自立更生計画書」を作成してもらいます。「自立更生計画書」の内容は、進学のために費用がいくらかかるのか、またアルバイトでどの程度の収入を得て、どの程度の控除を受けるのか等の計画を立ててもらい提出します。担当CWは「自立更生計画書」をもとに、所内で会議にかけ、進学が世帯の自立助長に有効であることを組織的に確認した上で控除を認めます。

自分自身の進路を早い段階で見極めて、費用がいくらかかるのかを理解し、計画的にお金をためていくことに意識を向けていくのは高校生にとっては中々難しいことです。CWが高校生自身と直接会って話す場をなるべく作るように促していますが、日々の学校生活で忙しい高校生に説明する場面を作るのは中々難しいのが現実です。となると、世帯主である養育者等に制度説明を行い、高校生自身に「自立更生計画書」を作成するように伝えますが、手渡してから2～3カ月経っても提出がなく困っているという相談をCWからよく聞きます。高校卒業後の進路を意識する時期は、世帯の状況によりそれぞれですが、もし先生方が関

図2

|  |                   |                     |
|--|-------------------|---------------------|
| お給料 60,000円  |                   |                     |
| 家族の生活費に使うお金<br>28,800円   | 基礎控除※1<br>19,600円 | 未成年者控除※2<br>11,600円 |
| ←手元に残るお金 31,200円→  |                   |                     |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>事前に相談することで「将来のためのお金」として控除することが可能※3</p> </div> |                   |                     |

わる被保護世帯の生徒がおり、進学等に悩んでいたら、前述のような手続きをとることをご理解いただいた上で可能な範囲でアドバイス頂けるとスムーズな支援に繋がっていくので、ご協力いただければ幸いです。

「自立更生計画書」に基づき「将来のためのお金」として収入認定除外とした経費が目的外に使用された場合や、使用予定時期に支払いが行われなかった場合等は保護費の返還が生じる場合があります。例えば希望校が給付型奨学金に対応している学校である場合等、そもそも収入認定除外の必要がなかったことになり、控除した額を返還する場合もあるのでご注意ください。

また、進学への準備等は必然的に養育者にも計画的な準備が必要となります。

様々な支援策はあるものの、養育者が制度についてわからない、わかっていても計画的な準備を行うことができない世帯もあります。そのような場合、横浜市では教育支援専門員がCWと連携し、大学等の入学に必要な費用に関しての相談を行うことができます。

一方で情報提供がしたくても、できない場合があります。様々な支援の経過の中でCW等の助言をシャットアウトされ、状況が把握できないことがたびたびあります。学校へきちんと通学できているのか、入学の準備はできているのか把握できなかった時にスクールカウンセラーをはじめとした学校関係者と連携したことで、必要な情報を伝え適切な進路に導くことができた事例もあります。

※3 事前に相談することで「将来のためのお金」として控除できる経費として、進学以外にも自動車免許等、高等学校等卒業後の就労に必要な技能を習得するための経費や、就労や就学に伴い、必要となる転居費用も対象とできる場合があります。

#### 4. おわりに

今年度、私が勤務する福祉事務所で、寄り添い型学習支援事業を担当する生活保護CWの発案で、卒業・入学を控える小中学生に担当するCWがメッセージカードを書きました。CWは多岐に渡る相談業務や大量の事務をこなしています。そのような中で、これから環境の変化を迎える子どもたちにメッセージカードを贈るという発想が生まれることにCWの強みを感じました。各CWの思いが子どもたちに届き、夢や希望を持つきっかけになれば大変喜ばしいことです。

福祉の現場でCWたちは多くの葛藤を抱えながら業務に取り組んでいます。自分たちの支援や思いが届き、相手が受け止めてくれた時もありますが、時に理不尽さ無力感に苛まれる場面が多々あります。しかし、必ずしも自分たちの思いが届かずとも、相手に伝えること、立ち止まり共に考えることに意味があると私はCWたちに伝えています。

教育の現場でも同様の思いをすることがあるのではないかと感じます。

昨今の報道等で教育現場のハードワークについてよく耳にします。求められることは多岐に渡り、限られた時間の中で優先順位を付けて取り組んで行く中で、自分たちの思いがどこまで届いているのか悩まれることもあるのではないのでしょうか。

福祉の現場に置いて、教育現場の皆様の方は非常に心強いです。教育と福祉で連携することを積み重ね、子どもたちが現在から未来まで前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会の構築を目指し、共に取り組んでいきたいと思っております。

参考資料：厚生労働省「あなたの〇活応援します」

#### 執筆者プロフィール

2000年横浜市役所入庁 主に生活保護、高齢者支援担当のケースワーカーとして勤務。  
2011年より区福祉保険センター保護課（現・生活支援課）係長となる。